**参考資料（広報文例）**

**貴団体所属会員へ御周知いただくにあたり、メーリングリスト等により御周知いただける場合は、　以下の文例を御活用ください。**

**なお、電子データが必要な場合は、電子メールにより御連絡いただければ、Wordファイルをお送りさせていただきます。　連絡メールアドレス　pcb@mz.pref.chiba.lg.jp**

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

**○短文投稿SNS等向け**

**文例①（１３７字）**

ＰＣＢ廃棄物の処分には期限が定められています。

現在使用中でも期限までにＰＣＢ廃棄物として処分を終える必要がありますので、

早めの対応をお願いします。

処分期限までのカウントダウンはこちら

⇒【ＰＣＢ早期処理情報サイト】http://pcb-soukishori.env.go.jp

**文例②（１３９字）**

古い工場やビルをお持ちの皆様へ

古い建物には有害なＰＣＢを使用した機器が残っている場合があります。

早いものでは処分期限まで残り約半年です。早めの対応をお願いします。

処分に関する情報はこちら

⇒【ＰＣＢ早期処理情報サイト】http://pcb-soukishori.env.go.jp

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

**○メールマガジン向け**

**文例③**

◆◆ＰＣＢは法律で定められた期限までに処分しなければなりません◆◆

ＰＣＢは主に事業用の電気機器や照明器具（安定器）に使用されていた有害な油です。

１９７２年（昭和４７年）に製造中止されましたが、今もなお多くの機器が残っています。

ＰＣＢ廃棄物の処分には期限が定められており、現在使用中のものも期限までに使用を停止して処分を委託する必要があります。

処分期限を過ぎると命令・罰則の対象となりますので、計画的な廃棄・処分に向け、早めの準備をお願いします。

また、ＰＣＢ廃棄物を保管等している場合は、千葉県（千葉市、船橋市及び柏市にあっては各市役所）への毎年の届出が必要です。

処分期限までのカウントダウンはこちら

⇒【ＰＣＢ早期処理情報サイト】http://pcb-soukishori.env.go.jp

**文例④**

◆◆古い工場やビルをお持ちの皆様へ◆◆

古い建物にはＰＣＢを使用した機器が残っている場合がありますが、ＰＣＢは法律で定められた期限までに処分しなければなりません。

ＰＣＢは主に事業用の電気機器や照明器具（安定器）に使用されていた有害な油です。

１９７２年（昭和４７年）に製造中止されましたが、今もなお多くの機器が残っています。

ＰＣＢ廃棄物の処分には期限が定められており、高濃度ＰＣＢを含有する変圧器・コンデンサーは処分期限まで残り約半年です。

現在使用中であっても、期限までに使用を停止し、処分を委託する必要があります。

処分期限を過ぎると命令・罰則の対象となりますので、計画的な廃棄・処分に向け、早めの準備をお願いします。

また、ＰＣＢ廃棄物を保管等している場合は、千葉県（千葉市、船橋市及び柏市にあっては各市役所）への毎年の届出が必要です。

処分に関する情報はこちらから

⇒【ＰＣＢ早期処理情報サイト】http://pcb-soukishori.env.go.jp

**文例⑤**

◆◆ＰＣＢは法律で定められた期限までに処分しなければなりません◆◆

　● ＰＣＢとは？

　　　主に事業用の電気機器や照明器具（安定器）に使用されていました。

　　　その後、有害性が判明したため、1972年（昭和47年）に製造中止されましたが、今もなお多くの機器が残っています。

　● ＰＣＢは法律で処分期限が定められています！

高濃度ＰＣＢ使用機器

　　　変圧器・コンデンサー等　　2022年３月31日まで（残り約半年）

　　　安定器・汚染物等　　　　　2023年３月31日まで（残り約１年半）

　　　低濃度ＰＣＢ使用機器　　　2027年３月31日まで（残り約５年半）

※　これらの期限までに処理委託を行わない場合には、命令・罰則の対象となります。

※　現在使用中の高濃度ＰＣＢ使用機器も使用を停止し、処分する必要があります。

　●　ＰＣＢを保管している場合は届出が必要です！

　　ＰＣＢ廃棄物を保管等している場合は、千葉県（千葉市、船橋市及び柏市にあっては各市役所）への毎年の届出が必要です。

　●　対象機器の調査方法や処理方法等は？

　　　環境省のホームページをご覧ください。

　　　⇒【ＰＣＢ早期処理情報サイト】http://pcb-soukishori.env.go.jp

**文例⑥**

◆◆古い工場やビルをお持ちの皆様へ◆◆

古い建物にはＰＣＢを使用した機器が残っている場合があります。

　● ＰＣＢとは？

　　　主に事業用の電気機器や照明器具（安定器）に使用されていました。

　　　その後、有害性が判明したため、1972年（昭和47年）に製造中止されましたが、今もなお多くの機器が残っています。

● ＰＣＢは法律で処分期限が定められています！

高濃度ＰＣＢ使用機器

　　　変圧器・コンデンサー等　　2022年３月31日まで

　　　安定器・汚染物等　　　　　2023年３月31日まで

　　　低濃度ＰＣＢ使用機器　　　2027年３月31日まで

　　※　これらの期限までに処理委託を行わない場合には、命令・罰則の対象となります。

　●　処分期限は確実に近づいてきています

　　　高濃度ＰＣＢが使用された変圧器・コンデンサー等の処分期限まで残り約半年と迫っています。

　●　早めに準備をお願いします

現在使用中の高濃度ＰＣＢ使用機器も使用を停止し、処分する必要があるため、計画的に廃棄・処分してください。

　●　ＰＣＢを保管している場合は届出が必要です！

　　　ＰＣＢ廃棄物を保管等している場合は、千葉県（千葉市、船橋市及び柏市にあっては各市役所）への毎年の届出が必要です。

　●　対象機器の調査方法や処理方法等は？

　　　環境省のホームページをご覧ください。

　　　⇒【ＰＣＢ早期処理情報サイト】http://pcb-soukishori.env.go.jp